

## 被災建築物応急危険度判定講習会の受講のお願い

高知県土木部建築指導課

震災時に、被災建築物応急危険度判定で「一応安全」と判定された住宅にお住まいの方々は、避難所や仮設住宅への移転が不要となり、直ぐに生活再建に取りかかることが出来ます。このことは、避難所や仮設住宅の数を減らすことや復興の即戦力の確保にもつながり、二次災害の防止のみならず復興支援の観点からも重要な活動です。

南海トラフ地震発生の際には、高知県においても迅速に判定を実施する必要があります。県内の判定士を中心とした判定体制を整える必要があります。しかしながら、高知県では、判定士の人数がまだまだ足りておりません。

令和5年4月3日から、一級・二級・木造建築士に加え、「一級建築施工管理技士」・「二級建築施工管理技士（※建築）」の資格を有する方も判定士に登録できるようになりました。講習会の受講及び判定士の新規登録へのご協力をお願いします。（※建築、躯体、仕上げのうち、建築に限る。）

なお、既に登録いただいている方も講習会を受講いただけます。活動内容再確認のための受講もご検討ください。

### ■高知県被災建築物応急危険度判定士 新規登録フロー



### ■高知県被災建築物応急危険度判定 実施体制フロー

